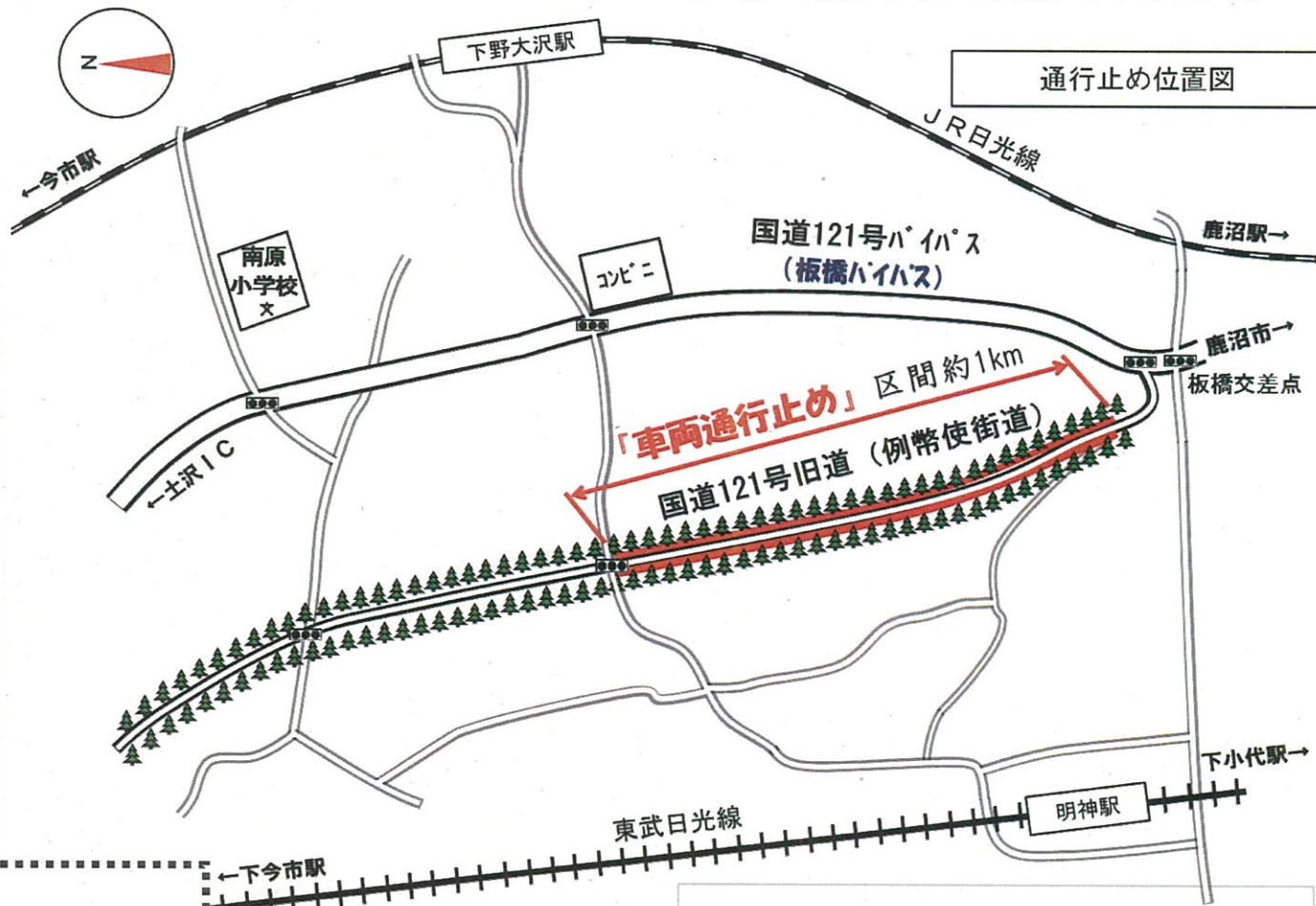


お知らせ 国道121号旧道（例幣使街道）の以下の区間について、杉並木保護のため
平成29年3月21日（火）15：00から「**車両通行止め**」となります!!

特別天然記念物・特別史跡である「日光杉並木」は、植栽されてから約400年が経過し樹勢が年々衰えてきており、その保護等が課題となっております。そこで県では、「日光杉並木」という本県が誇る貴重な文化遺産を後世に残すため、平成29年3月21日（火）15：00から以下の区間（約1km）の**車両通行止めを実施**いたします。地元関係者や通勤通学の皆様には今後ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



街道復元の整備イメージ



『日光杉並木』の現状
 ・本数の減少（植樹当時約50,000本）
 昭和36年：約16,500本
 平成25年：約12,350本 ⇒ この50年で4,000本余が減少

問い合わせ先
 日光土木事務所 0288-53-1212
 今市警察署